税額等による階層区分			費用徴収 基準月額
A	生活保護法による	0	
В	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の人		0
C1	A階層及びB階層 を除き前年分の	当該年度分の市町村民税所得割 非課税(均等割のみ課税)	4,500
C2	所得税非課税の 人	当該年度分の市町村民税所得割 課税	6,600
D1	A階層及びB階層	30,000円以下	9,000
D2	を除き前年分の	$30,001 \sim 80,000$	13,500
D3	所得税課税(確	$80,001 \sim 140,000$	18,700
D4	定申告未申告者	$140,001 \sim 280,000$	29,000
D5	にあっては、所	$280,001 \sim 500,000$	41,200
D6	得税課税相当)	$500,001 \sim 800,000$	54,200
D7	<b>●</b> の人であって、 <b>■</b> その税額の年額	$800,001 \sim 1,160,000$	68,700
D8	区分が次の額で	$1,160,001 \sim 1,650,000$	85,000
D9	ある人	$1,650,001 \sim 2,260,000$	102,900
D10		$2,260,001 \sim 3,000,000$	122,500
D11		$3,000,001 \sim 3,960,000$	143,800
D12		$3,960,001 \sim 5,030,000$	166,600
D13		$5,030,001 \sim 6,270,000$	191,200
D14		6,270,001円以上	その月における高齢者に 係る措置費の支弁額

- 注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号の均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとします。)の額をいいます。
  - なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とします。
- 注2 D1~D14階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により計算された 所得税の額をいいます。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用 しないものとします。
  - (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 注3 同一の者が2人以上の被措置者の扶養義務者となる場合においてもこの表の示す 費用徴収基準月額のみで算定するものとする。
- 注4 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額 (高齢者本人が徴収を受ける場合には、当該高齢者に係る費用徴収基準月額を控除 した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とします。
- 注5 扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される 場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができるものとします。